川島小学校　携帯電話取り扱いルールについて

横浜市立川島小学校長　小池　愼一

平成２０年秋に採択された「横浜・ケータイ・ネット５ヶ条」を受け、「学校で守るべきこと」と「家庭で責任を持つべきこと」を決め、携帯電話の弊害から子どもを守っていくため、横浜市では各学校ごとに「携帯電話取り扱いルール」を策定することになりました。

これを受け、家庭と学校が連携し、健やかな子どもたちの成長のために力を合わせやすくするため、本校では次のようなルールを制定しています。

この「携帯電話取り扱いルール」をもとに各ご家庭でお子さんと携帯電話の使い方について十分お話合いをいただき、児童が携帯電話に関するトラブルに巻き込まれることがないよう、お願い申し上げます。

川島小学校　携帯電話取り扱いルール

＊「学校で守るべきこと」

１　携帯電話は学校には持ち込まないこと

２　特別の事情があって、児童が学校に携帯電話を持ち込む時は、事前に担任を通して学校長の了解をとること。また 下校時まで担任に預けること。

◎「家庭で責任を持つべきこと」

１ 家庭の判断で携帯電話を児童に持たせる場合は、児童の発達段階を考え通話機能のみとし、Ｅメールを含むインターネット利用をさせないか、家庭でサイトへのアクセスやメール利用についての厳格なルールを設けるなど、家庭は児童の携帯電話所持・利用について責任を持つこと

２ インターネットを利用する場合は、児童の携帯電話にフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用すること。

３ 保護者は、児童がインターネット機能を使い友人等との連絡がどのようにしているかなど、携帯電話の利用状況について把握しておくこと。

４ 児童が携帯電話を利用したために問題が生じた時には、速やかに学校に報告し、対応を相談すること

平成２１年３月１６日制定